

## もと大阪市立住吉市民病院の動産の処分に関する契約書（案）

地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「甲」という。）と●●●●●●●●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項によりもと大阪市立住吉市民病院の動産の処分について契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、もと大阪市立住吉市民病院の動産（以下「本物件」という。）を乙に譲渡し、乙はこれを自己所有（第三者に貸し付ける場合を含む。）、第三者への譲渡又は廃棄を行う。

2 乙は、「もと大阪市立住吉市民病院の動産の処分に関する仕様書」に規定する業務（以下「本件業務」という。）を履行しなければならない。

3 乙は、「もと大阪市立住吉市民病院の動産の処分事業者募集要項（令和元年8月）」の記載事項を遵守しなければならない。

（契約期間）

第2条 契約期間は令和元年 月 日から令和2年3月31日までとする。

（代金）

第3条 本契約の代金は●●●●●●●●●●円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

2 甲は前項に規定する代金を、乙による本件業務の履行を確認した後、乙が発行する適正な請求書に基づき、乙に支払わなければならない。

3 振込手数料は乙の負担とする。

（物件の引渡し及び所有権の移転）

第4条 甲は、契約期間内に本物件を現状有姿のまま乙に引き渡す。

2 甲は、前項の引き渡しを複数回に分割して行うことができる。

3 物件の所有権は前2項に規定する引渡しをもって移転する。ただし、甲が移転日を指定した場合はこの限りでない。

4 乙は本物件を所有権移転の前に使用することができない。ただし、甲が認める場合はこの限りでない。

（危険負担等）

第5条 甲は、本物件について危険負担及び瑕疵担保の責任を負わない。

(本物件の譲渡等)

第6条 乙は、国内外を問わず、本物件を第三者に譲渡する場合又は貸し付ける場合には、自らの責任により関係法令を遵守して実施しなければならない。

2 乙は、廃棄する物件について、その排出者となるものとし、自らの責任により関係法令を遵守して当該物件の管理及び廃棄を実施しなければならない。

3 乙が行う前2項の行為に関し、乙は甲に対して関与を求めず、甲は一切の責任を負わない。

(個人情報等の保護)

第7条 乙は、本契約の履行に際しては、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、その漏えい、滅失及びき損等の防止その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

2 乙は、自己の業務従事者その他関係人についても、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

(データ等の管理)

第8条 乙は、本件業務において入手した個人情報、データ及びドキュメント等（以下「データ等」という。）の管理にあたり責任体制を確立し、漏えい、滅失、き損及び改ざん等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。

(無断使用等の禁止)

第9条 乙は、本件業務において入手したデータ等を本件業務の履行以外の目的に使用してはならない。

2 乙は、本件業務において入手したデータ等を第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第10条 乙は、本件業務において入手したデータ等を複写若しくは複製してはならない。

(消去の義務)

第11条 乙は、甲の指示に従い、本件業務において入手したデータ等を消去しなければならない。履行の過程で中間ファイル等が生じた場合も同様とする。

2 前項に規定するデータ等の消去は、物理的又は電子的な方法により行い、当該データ等が第三者の利用に供されることのないよう確実に実施しなければならない。

(事故発生時等の報告義務)

第12条 乙は、本件業務において入手したデータ等に事故が生じたときは、直ちに文書でその状況を甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。前条に規定するデータ等の消去が困難と判断したときも同様とする。

(権利義務の譲渡等)

第13条 甲及び乙は、本契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合はこの限りでない。

2 乙は、本件業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、本契約の履行に関して知りえた秘密を第三者に開示、漏洩したり、本契約の履行目的以外に使用してはならない。

2 甲及び乙は、自己の使用人その他関係者について前項の規定を厳守させなければならない。

3 甲及び乙は、本件業務の結果について、相手方の承諾を受けず公表し、又は出版等を行ってはならない。

4 前3項に規定する義務は、この契約の完了後及び解除後においてもなお継続するものとする。

(再委託)

第15条 乙は、第三者に本件業務を委任し、又は請け負わせた場合、甲に対しその第三者の受任又は請負に基づく行為全般について責任を負うものとする。

2 甲は、乙に対して、本件業務を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(業務内容の変更等)

第16条 甲は、必要があると認めるときは、本件業務の内容の一部を変更し、又は本件業務を一時中止することができる。この場合において、代金又は履行期間を変更する必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、甲は、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(災害等に対する措置)

第17条 乙は、本件業務の実施中における災害及び事故発生に伴う従事者の法的処置等について、全責任を負うものとする。

(損害のため生じた経費の負担)

第18条 本件業務の履行にあたり生じた損害（次条第1項及び第2項に規定する損害を除く。）については、乙が必要な費用を負担する。ただし、当該損害のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第19条 本件業務の履行にあたり第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙が当該賠償を負担する。

2 前項の規定に関わらず、損害のうち、甲の指示その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が賠償を負担する。

3 前2項の場合その他本件業務の実施に伴い第三者との間に紛争が生じた場合は、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査)

第20条 乙は、本件業務のすべて又は甲が指定した部分を完了したときは、遅滞なく、その旨を甲に通知し検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、当該部分の完了を確認するための検査を行い、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 乙は、第2項の検査の結果に合格しないときは、甲が適切でないと認めた業務の範囲をあらためて履行し甲の再検査を受けなければならない。

(不履行に対する乙の責任)

第21条 乙が本契約に違反した場合、甲は、乙に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、乙がその責に帰すものでないことを立証したときはこの限りではない。

2 前項において乙が負うべき責任は、前条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

(甲による契約解除)

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく契約を履行しないとき又は履行できる見込みがないとき
- (2) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき
- (3) 契約の履行にあたり甲の職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨げたとき
- (4) 甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき
- (5) 監督官庁から営業許可の取消し又は停止等の処分を受けたとき
- (6) 第26条の規定による事由なくして契約の解除を申し出たとき
- (7) 前各号のほか契約条項に違反したとき。

2 甲は、前項に規定するもののほか、乙が大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。下請契約その他の契約にあたり、その契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められたときも同様とする。

#### （違約金）

第23条 前条の規定により契約が解除された場合、第3条第1項に規定する代金の100分の10に相当する金額を乙が負担する違約金とする。

2 前項に規定する違約金は、損害賠償の予定とは解釈しない。

#### （損害賠償）

第24条 第22条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害があるときは、甲は乙に対しその賠償を請求することができる。なお、乙に損害があっても、乙は甲に対しその賠償を請求することができない。

#### （費用等の請求権の放棄）

第25条 乙は、甲が第22条の規定により本契約を解除した場合において、乙が本契約締結のために支出した費用及び本物件に投じた費用は、これを甲に請求しない。

#### （乙による契約解除）

第26条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 甲の責めに帰すべき事由により、本契約が履行できない状態が長期に及ぶとき
- (2) 甲が本契約の条項に違反し契約の履行が不可能になったとき

2 前項の規定により本契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、乙

は甲に対しその賠償を請求することができる。

(履行遅延の延滞金)

第27条 乙が本件業務の履行を遅延したとき、乙は、第3条第1項に規定する代金に対し、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した延滞金を甲に支払わなければならない。ただし、甲がその必要がないと認めた場合はこの限りでない。

(違約金等の延滞金)

第28条 乙が本契約に規定する違約金又は賠償金を甲の指定する日までに支払わないとき、乙は、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した延滞金を甲に支払わなければならない。ただし、甲がその必要がないと認めた場合はこの限りでない。

(債権の相殺)

第29条 第22条又は第26条の規定により本契約を解除した場合、甲と乙は協議のうえ、本契約の条項により互いに保有することとなった債権について相殺し、差額がある場合はその差額を返還し、又は請求することができるものとする。

2 甲と乙は協議のうえ、本契約の一部の履行が確実になされたと認められる部分に相当する金額を合理的に算定できる場合に限り、前項に規定する相殺の計算過程のすべて又は一部において、当該金額を第3条第1項に規定する代金に相当するものとみなすことができる。

(現状有姿)

第30条 乙は、本物件に係る現状有姿に関し本契約完了後新たな事実が判明したとしても、甲に対して関与を求めず、いかなる請求も行ふことができない。

(費用負担)

第31条 本契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(疑義の決定)

第32条 本契約書に定めのない事項については、動産の取引に関する関係法令及び地方独立行政法人大阪市民病院機構契約規程に従うものとし、その他は甲乙協議して定める。

(裁判の管轄)

第33条 本契約に関する訴えの管轄裁判所は、甲の事務所の所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和元年 月 日

甲 地方独立行政法人大阪市民病院機構  
理事長 瀧藤 伸英

乙